

平成30年度 第1回地域福祉計画推進委員会での
意見に対する関係課からの回答について

意見等	関係課より回答
<p>「避難行動要支援者避難支援等制度」について、名簿が町内会に届いているが、活用ができない。どのように活用されているのか、どのように利用すれば良いのかを知りたい。</p>	<p>【危機管理課】</p> <p>避難行動要支援者名簿の情報については、町内会で必要な名簿情報を共有し、地域における支援に活用していただいている。</p> <p>また、地域の支援として、避難行動要支援者と一緒に避難したり、災害に関する情報（各種気象警報等）を伝えることだけでなく、普段から早め早めの避難を呼びかけるなど、ボランティア精神に基づき、可能な範囲内で、避難支援の協力をお願いしている。</p>
<p>参考：避難行動要支援者避難支援等制度について</p> <p>災害時に自力避難が困難な要介護者や重度の障害者等（避難行動要支援者）について名簿を作成し、消防や警察、町内会等の避難支援等関係者と情報を共有することで、地域ぐるみでの避難支援体制を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿情報の更新 台帳登録者数：13,238人（H30.1時点） ・町内会等、避難支援等関係者への名簿提供 ・民生委員による新規対象者に対する同意確認等調査 ・支援者等による個別支援計画の作成 	
<p>避難所には車いすで入れるトイレがほとんどない。避難所のトイレについても考慮してほしい。</p>	<p>【危機管理課】</p> <p>各避難所については、平常時は本来の用途で使用されていることから、障害者用トイレの必要性については、施設ごとに総合的に判断されているものと考えている。</p> <p>なお、避難生活が長期に及ぶような場合は、障害者用の仮設トイレを協定締結先から調達するとともに、バリアフリー化された福祉避難所を開設するなど可能な限り、良好な生活環境を確保できるよう努めてまいりたい。</p>
<p>強度行動障害の方等は、奇声を発することもあり、避難所にいることが出来ない。障害者の特性にあった避難所が必要だと思う。</p>	<p>【地域福祉課】</p> <p>本市では指定福祉避難所8か所を指定するとともに、高齢者福祉施設や、障害者支援施設を有する協議会及び身体障害者（児）支援施設を有する社会福祉法人との協力協定による70か所を福祉避難所として確保しており、避難生活が長期に及ぶ場合には、一般の指定避難所において何らかの特別な配慮を必要とする方を受け入れることとしている。</p>

意見等	関係課より回答
<p>「地域消費者サポーター育成事業」について、ふれあい会食等で消費者意識を広める必要がある。うそ電話詐欺等のトラブル防止の話等をしてもらいたい。</p>	<p>【消費生活センター】</p> <p>「地域消費者サポーター（H29：47人）」は、悪質商法やうそ電話詐欺などのトラブルを防ぐ情報を、家族や職場、学校などの自分の身近な人に伝えることを主な活動とするボランティアだが、消費生活センターでは、町内会や老人クラブ等からの依頼に応じて、消費生活相談員や「地域消費者リーダー」が、契約の基礎知識やうそ電話詐欺、悪質商法の対処法などについてお話しする「消費生活出張講座」を実施している。</p>
<p>高齢者福祉バスの利用団体が増えており、バスの確保や利用時間の再検討をしてほしい。</p> <p>(参考：H29 利用回数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゆうかり号 281 回 ・ つわぶき号 243 回 ・ いぬまき号 261 回 	<p>【長寿支援課】</p> <p>現在保有する3台のバスについては、申込みが非常に多い10月、11月を除き、利用希望にほぼ沿うことができていることから、混雑期以外の利用を検討していただくことや、空き日情報の提供などさらなる広報に努めていきたいと考えている。</p> <p>利用時間については、定期点検日を除き、ほぼ毎日運行しており、運行終了後は、車両の点検や翌日の運行準備等の時間を確保する必要があることから、利用時間を9時30分から16時30分までとしている。現在の利用状況を踏まえると、バス運転手の確保や安全な運行管理、経費面などにおいて課題が多いことから、利用時間の再検討は難しいと考えている。</p>
<p>親が共働きの家庭が多く、今はほとんどの家庭が児童クラブに行かせており、児童クラブの子供数が増えている。施設の受け入れ体制が出来ておらず、地域活動の校区公民館を使わせてほしいと要請があるため、利用者の実態を把握し、対応してほしい。</p>	<p>【こども政策課】</p> <p>児童クラブについては、毎年多くの利用希望があり、校区によっては待機児童が生じている状況である。</p> <p>本市としては、校区ごとの潜在需要を把握し、年度ごとの待機児童の状況等を踏まえる中で、余裕教室の活用など設置場所の確保に取り組み、順次整備を進めるほか、民間を活用しての設置もあわせて、待機児童の解消を図っていききたいと考えている。</p> <p>なお、施設整備を行い供用開始するまでに、一定の期間を要することから、この間の受け皿として、地域住民や学校等の理解を得られた場合は、校区公民館において先行実施をしており、今後も同様に対応していききたいと考えている。</p>